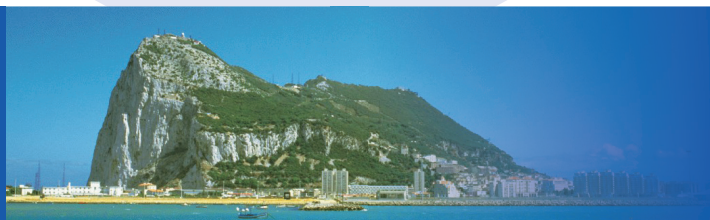


低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険


(無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.



三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)やゆとりある将来のために備える保険です。

1 **特定疾病保険金**をお受取りいただけます。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になった場合


例えば 治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などにご活用いただけます。

※特定疾病保険金、死亡保険金、高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
※がんについては、この保険契約の責任開始日からその日を含めて90日目目の日の翌日が保障の開始日(がんの責任開始期)となる等、特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。

2 **死亡保険金**をお受取りいただけます。


万が一の場合


例えば ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。

 最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

3 **高度障害保険金**をお受取りいただけます。

高度障害状態になった場合

例えば 住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。

4 **低解約返戻金特則付なので、保険料が割安**です。

この保険には低解約返戻金特則が付加されています。保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金特則を付加しなかった場合の70%**とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。

5 **以後の保険料のお払込みが免除**になります。

身体障害状態になった場合

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは

保障は継続します

さらに **疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病により所定の身体障害状態になられたときに**、以後の保険料のお払込みが免除になります。
※この特約の付加には別途保険料が必要です。

ご存知ですか? **ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。** **詳しくは5・6ページをご覧ください。**

必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

こんなときには、こんな方法が…

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき **① 保険料の自動振替貸付**
- 保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき **② 延長定期保険** **③ 払済保険**
- 保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき **④ 保険金等の減額**

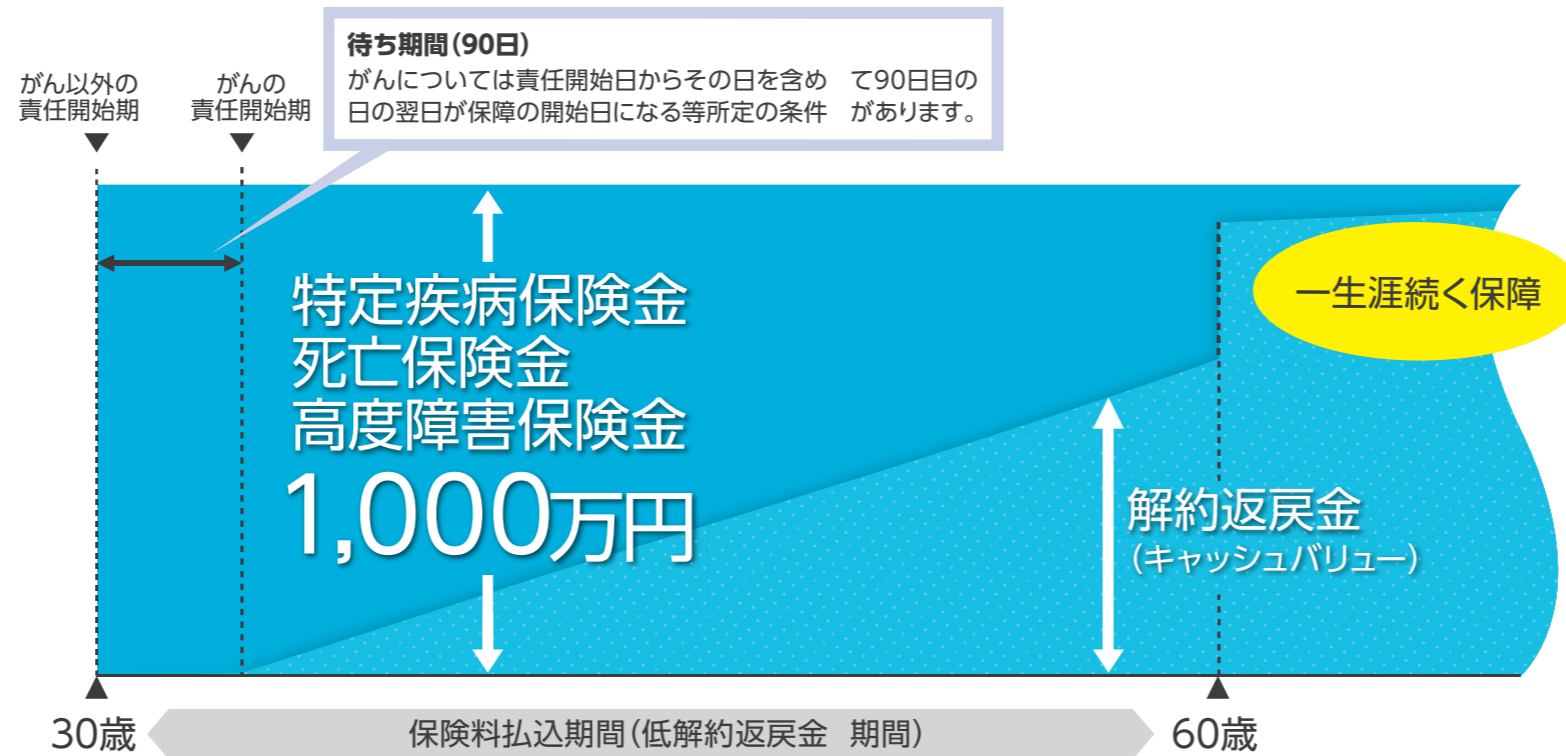
※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

その他にも活用方法はいろいろ！必要に応じた受取方法をご用意いたしました。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 保険料(月払・口座振替)：27,910円

お客さまのライフプランにあった保険料払込期間をお選びいただけます。



生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば

療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は**非課税**です！



年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加されますと、保険金または解約返戻金を**年金**としてお受取りいただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。

〈ライフプランに合わせて**年金の種類**をお選びいただけます。〉

<p>確定年金</p> <p>一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。</p>	<p>保証期間付 終身年金</p> <p>生きています限り年金をお受取りになります。</p>	<p>保証期間付夫婦連生終身年金</p> <p>ご夫婦のどちらか一方が生きています限り年金をお受取りになれます。</p>
--	---	---

例えば

【10年確定年金の場合】
上記ご契約例で**60歳**から年金で受取られた場合

特約保険料は必要ありません



例示の年金額は、2023年10月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を下回る可能性があります。



備える理由

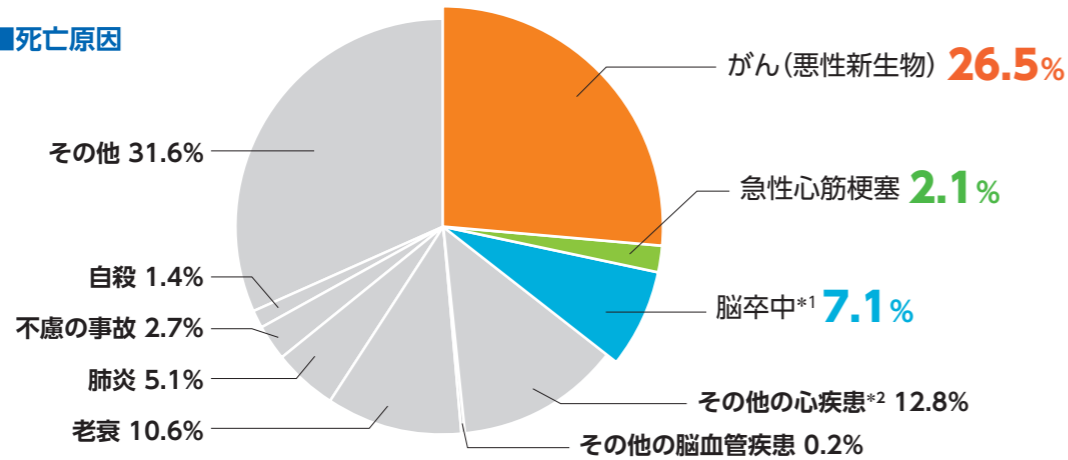
1

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のリスク、ご存知ですか?

死因

死因の1/3以上は三大疾病によるものとなっています!

■死亡原因



*1 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計 *2 高血圧症のものを除きます。
 厚生労働省「令和3年(2021) 人口動態統計」をもとにジブラルタ生命にて算出(表示単位未満四捨五入)
 (注)端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

40歳代以降は三大疾病で亡くなる方の割合が高くなっています!

■年代別にみた三大疾病による死亡者の割合

30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
26.6%	41.6%	49.6%	54.5%	49.9%

※がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中の合計。なお、脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計。
 厚生労働省「令和3年(2021) 人口動態統計」をもとにジブラルタ生命にて算出(表示単位未満四捨五入)

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のリスクは40歳代から急激に増加し、各年代の死因において高い割合を占める深刻な病気です。

罹患リスク

男性・女性ともに、おおよそ2人に1人が一生のうちに『がん』と診断されます!

■累積がん罹患リスク

	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

(公財)がん研究振興財団「がんの統計2023」累積がん罹患・死亡リスク
 年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

備える理由

2

「将来(資産形成)」について、老後を見据え今から考えておきましょう!

長生きする時代

平均寿命は延び、老後生活はより長いものに!

■平均寿命

男性		女性	
2022年	2070年(将来推計)	2022年	2070年(将来推計)
81.05歳	85.89歳	87.09歳	91.94歳

男女別平均寿命

生活環境の変化や医療技術の進歩によって、日本の平均寿命は延び、人生100年時代へ向かっています。

厚生労働省「令和4年 簡易生命表の概況」/内閣府「令和5年版 高齢社会白書」

ますます進む超高齢社会では、長生きはうれしい反面、生活資金が枯渇するリスクを伴います。

老後の生活費

老後の生活費は、こんなにかかりそう?

老後の最低日常生活費(夫婦2人あたり/月額) 平均23.2万円

老後生活を仮に20年とするならば... 23.2万円×12ヶ月×20年=5,568万円

ゆとりある老後生活費(夫婦2人あたり/月額) 平均37.9万円

老後生活を仮に20年とするならば... 37.9万円×12ヶ月×20年=9,096万円

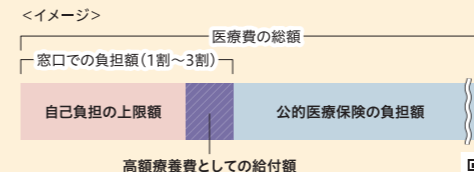
(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査<速報版>」をもとにジブラルタ生命にて試算

ご自身・ご家族の「毎月の生活費×12ヶ月×年数」を考えながら、早めの将来設計が必要です。

参考 ご理解いただきたい公的保障(高額療養費制度・遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

入院や手術をしたときの公的保障として「高額療養費制度」があります。

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月(月の初めから終わりまで)の上限額を超えた場合に、その超えた額について公的医療保険から給付を受けられる制度です。



高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

万一のことがあったとき、残されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



※2023年9月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

保険料例 (月払・口座振替扱) 保険期間: 終身 保険金額: 1,000万円の場合 2023年10月1日現在

保険料 払込期間	男性 契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	22,600円	32,330円	55,300円	—
60歳満了	20,440円	27,910円	43,170円	87,640円
65歳満了	18,920円	25,030円	36,390円	62,270円
70歳満了	17,890円	23,170円	32,400円	50,680円
75歳満了	17,220円	22,010円	30,090円	44,790円
80歳満了	16,850円	21,370円	28,840円	41,850円
85歳満了	16,660円	21,060円	28,260円	40,530円

保険料 払込期間	女性 契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	22,290円	32,020円	54,450円	—
60歳満了	20,150円	27,640円	42,410円	84,390円
65歳満了	18,600円	24,660円	35,440円	58,970円
70歳満了	17,450円	22,590円	31,060円	46,760円
75歳満了	16,610円	21,150円	28,220円	39,970円
80歳満了	16,040円	20,160円	26,370円	35,950円
85歳満了	15,660円	19,520円	25,220円	33,600円

くわしくは…

1 お支払いの対象となる疾病について 1ページ

がん ^(※1)	がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。) 対象: がん(悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
急性心筋梗塞 ^(※2)	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象: 急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
脳卒中 ^(※2)	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象: くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

(※1) 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この保険は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

(※2) 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※ 癌の進行度を示す指標^(※3)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤性乳癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤性癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。

(※3) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

2 死亡保険金即日支払サービスについて 1ページ

●このサービスでお受けいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円^(※4)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受けいただけられない場合があります。

(※4) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

3 低解約返戻金特則について 2ページ

●この保険には低解約返戻金特則が付加されています。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中における解約返戻金額は、この保険に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

●低解約返戻金割合は、契約者貸付および保険料の自動振替貸付にご利用できる金額や延長定期保険または払済保険への変更の際に用いる金額等にも適用されます。

●低解約返戻金特則を解約することはできません。

4 リビング・ニーズ特約について 3ページ

●余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

●ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありませぬ。

●リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受けになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2023年9月現在。将来変更になる可能性があります。)

契約年齢等について

●取扱範囲

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込方法
0歳~75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

その他

●このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2023年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等に確認ください。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

